

3 登録の手順について

登録の手順については、以下のとおりです。

(1) 登録申請書類の取寄せについて。

まず、登録申請書類を中部運輸局愛知運輸支局より取寄せてください。

その際に登録申請についての不明な点はあらかじめ、愛知運輸支局の輸送担当者に確認しておいてください。

(2) 名古屋市福祉有償運送運営協議会の協議申込みについて

次に名古屋市福祉有償運送運営協議会の協議申込みを名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市福祉有償運送運営協議会事務局）に行ってください。お越しの際には必ず事前連絡を入れてください。担当者との日程調整が必要です。

なお、協議申込みの際には、①運輸支局に提出される予定の申請書（添付書類も含む）、②運送の対価表（運送の対価以外の対価があればそれも含む）、③運転者の「運転記録証明書」を持参してください。協議に必要な書類を用意していただいているかを確認させていただきます。

※ 運転者が第一種運転免許の保有者である場合は、「その効力が過去 2 年以内において停止されていない者」、第二種運転免許の保有者である場合は、「その効力が停止されていない者」であるかを確認するため、「運転記録証明書」（自動車安全運転センター愛知県事務所長発行）を提出してください。協議申込時点で「運転記録証明書」が取り寄せられなかった場合は、協議会当日に持参していただいても差し支えありません。

※ 運送の区域が名古屋市以外の市町村を含んでいる場合は、運送の区域の市町村の運営協議会での合議が必要ですので注意してください。

(3) 運営協議会の開催通知について

協議に必要な書類を用意していただいていることが確認できましたら運営協議会開催の手続きをします。開催が決定しましたら申請団体に対して開催通知を行います。

(4) 運営協議会の合議について

運営協議会には申請団体の代表者等（協議会において責任を持って発言ができる方 1、2 名）に出席をしていただきます。

運営協議会は、タクシー事業者、利用者団体、福祉有償運送実施団体、ボランティア団体、関係行政機関等からの委員で構成されており、各委員から福祉有償運送の事業内容についての各種質問がなされ、問題がなければ委員の合議のうえ、承認されます。

なお、特に以下の三点については重要なポイントですので留意してください。

- ① 運送の対価がタクシー料金の概ね 1 / 2 以下であるか。（ただし、タクシー料金の概ね 1 / 2 を超える場合は、理由書の提出が必要です。）
- ② 運転者が第一種運転免許の保有者である場合、「その効力が過去 2 年以内において停止されていない者」、第二種運転免許の保有者である場合は、「その効力が停止されていない者」であるかを「運転記録証明書」により確認。
- ③ 運送しようとする旅客に対象外の者がいないかどうかの確認。（例：自力移動ができる者等）

(5) 協議会の合議に基づく承認通知の送付

協議会で合議されましたら、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市福祉有償運送運営協議

会事務局)より「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」(承認通知)を申請団体に送ります。

(6) 登録申請

「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」(承認通知)を受取られましたら、これを添付し、中部運輸局愛知運輸支局に登録申請を行ってください。審査の結果、問題がなければ福祉有償運送の事業者として登録されます。

(7) 登録の有効期間について

登録の有効期間は原則2年とされており、有効期間満了後も引き続き事業を行う場合は、有効期間の更新の登録を受ける必要があります。

有効期間満了前に新規登録と同様の手順で手続きをしてください。